

## 第80号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和32年品川区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（支給対象）

第2条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）第2条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの
- (2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）第3条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの
- (3) 学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）第3条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの
- (4) 職員の給与に関する条例第19条第1項に定める給与を支給される職員（以下「育児休業法に基づく臨時的任用職員」という。）のうち、その勤務形態が前3号に掲げる職員に準ずるもの

2 前項第4号に規定する勤務形態が同項第1号から第3号までに掲げる職員

に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は、支給しない。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員または任期の定めのある職員となつたとき。
- (3) 前条第1項第4号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員または任期の定めのある職員となつたとき。
- (4) 前条第1項第4号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び育児休業法に基づく臨時的任用職員となつたとき。

第3条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第4号に掲げる職員のその月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。
- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び育児休業法に基づく臨時的任用職員となつた者のその月の勤務日数が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

第5条第1項中「(昭和26年品川区条例第17号)」および「(平成20年品川区条例第23号)」を削る。

第7条第1項中「、もしくは」を「、または」に改め、同条第3項中「(平成12年品川区条例第32号)」を削る。

第7条の3中「10年」を「15年（職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、10年とする。）」に改める。

第8条中「、第7条第1項」の次に「、次条」を、「、または第5条」の次に「および第10条」を、「計算した額」の次に「の合計額」を加える。

第9条第1項中「、第5条から第7条」を「、第5条から第7条の4」に改め、同条第2項中「、第5条から第7条」を「、第5条から第7条の4」に改め、「受けていた期間」の次に「(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長もしくは副園長の職にあつた者から同条例第20条第1項の規定の適用を受ける者となつたものまたは学校教育職員の給与に関する条例に規定する統

括副校長もしくは副校長の職にあつた者から学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。）」を加える。

第10条第5項各号列記以外の部分中「第1号から第6号までおよび第8号に掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第7号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号）第4条および第5条の規定による週休日、同条例第10条および第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日ならびにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）」に改め、同項第8号を同項第10号とし、同項第7号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第110号）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業およびその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

(6) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間

第10条の次に次の1条を加える。

（他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額）

第10条の2 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（同法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員その他の規則で定める職員（以下「他の管理監督職に降任した職員等」という。）を含む。）について前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日（他の管理監督職に降任した職員等にあつては、規則で定める日）において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額（以下「降任等前退職手当の調整額」という。）に満たない場合は、同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額（降任等前退職手当の調整額が2以上ある場合は、最も多い額）をその者の退職手当の調整額とする。

第11条第2項中「月数」の次に「(第2条第1項第4号に掲げる職員にあつては、引き続いた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月の月数)」を加え、同条第3項中「その者が退職の日またはその翌日に再び職員となつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日また

はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

- (2) 任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員または任期の定めのある職員となつたとき。
- (3) 第2条第1項第4号に掲げる職員が退職した場合（第3条第2項または第3項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員または育児休業法に基づく臨時的任用職員となつたとき。
- (4) 育児休業法に基づく臨時的任用職員（第2条第1項第4号に掲げる職員を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び育児休業法に基づく臨時的任用職員となつたとき。

第11条第4項中「前条第5項」を「第10条第5項」に改め、同条第5項中「、東京都の職員」を「、都職員等（東京都の職員）」に、「（規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。）」を「のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において退職手当の支給対象であつたものをいう。以下同じ。）」に、「（その他）」を「（規則で定める者を除き、その他）」に、「ならびに」を「および」に、「なつたもの」を「なつた者」に改める。

第13条第2項中「職員について」を「常時勤務を要する職員について」に改め、「（法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）」を削り、「4箇月」を「4月」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とする」を「

とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第8項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第15条中「職員が」を「職員（規則で定める者を除く。）が」に改め、同条ただし書中「とき」の次に「その他規則で定めるとき」を加える。

第18条第1項第2号および第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第4条第2項中「まで」の次に「（付則第11条第3項、第4項および第6項から第9項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第9条中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

付則に次の1条を加える。

(職員の定年の引上げに伴う経過措置)

第11条 当分の間、第6条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「または第8条」とあるのは、「、第8条または付則第11条第1項」とする。

2 前項の規定は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

3 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「その者に係る定年から15年(職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。)の適用を受ける職員にあつては、10年とする。)を減じた年齢」とあるのは「50歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

4 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「60歳に達する日の属する会計年



度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から15年（職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、10年とする。）を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは「100分の2」とする。

5 職員の給与に関する条例付則第12項、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第8条第1項または学校教育職員の給与に関する条例付則第2項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

6 当分の間、職員の給与に関する条例付則第12項、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第8条第1項または学校教育職員の給与に関する条例付則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第7条の4第1項の規定の適用については、同項第1号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「7割措置前給料月額（その者が職員の給与に関する条例付則第12項、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第8条第1項または学校教育職員の給与に関する条例付則第2項の規定の適用（以下「7割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該7割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「7割措置日」という。）」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「7割措置前給料月額を」と、「相当する額」と

あるのは「相当する額（以下「7割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に7割措置日前の特定減額前給料月額（その者の7割措置日前におけるその他の措置（給料月額の減額改定以外の理由による措置のうち7割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が7割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が7割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および7割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。）の7割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額）、その者が7割措置日後の特定減額前給料月額（その者の7割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および7割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額（以下「7割措置後の退職手当の基本額」という。）（その者の7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額（その者に7割措置日前の特定減額前

給料月額があり、その額が7割措置前給料月額および7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合またはその者が7割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。)）ならびに7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（計算の基礎となつた7割措置日前の特定減額前給料月額が7割措置前給料月額および7割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。）の合計額」と、同項第2号イ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「7割措置後の退職手当の基本額の7割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合（その者に7割措置日後の特定減額前給料月額がない場合または7割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合とする。）」とする。

7 第4項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第7条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
付則第11条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第1号	および7割措置前給料月額	ならびに7割措置前給料月額および7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額 (以下「割増後の7割措置前給料月額」という。)
	および7割措置日前の特定減額前給料月額	ならびに7割措置日前の特定減額前給料月額および

		び7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額」という。）
	の7割措置日前の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額
	および7割措置日後の特定減額前給料月額を	ならびに7割措置日後の特定減額前給料月額および7割措置日後の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日後の特定減額前給料月額」という。）を
	7割措置前給料月額に	割増後の7割措置前給料月額に
付則第11条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、
付則第11条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第2号イ	の7割措置日後の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日後の特定減額前給料月額
	7割措置前給料月額	割増後の7割措置前給料月額

- 8 当分の間、職員の給与に関する条例付則第12項の規定の適用を受ける職員（付則第6条の規定の適用を受ける者を除く。）に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「第7条の4まで」とあるのは「第7条の4まで（付則第11条第3項、第4項、第6項および第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額

の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額および退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

9 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第8条第1項または学

学校教育職員の給与に関する条例付則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第9条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第11条第3項、第4項および第6項から第8項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長もしくは副園長の職にあつた者から同条例第20条第1項の規定の適用を受ける者となつたものまたは学校教育職員の給与に関する条例に規定する統括副校長もしくは副校長の職にあつた者から学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。）を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長もしくは副園長の職にあつた者から同条例第20条第1項の規定の適用を受ける者となつたものまたは学校教育職員の給与に関する条例に規定する統括副校長もしくは副校長の職にあつた者から学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間のうち、特定日の前日までのものに限る。以下同じ。）を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支

給割合」という。)を乗じて得た額および退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長もしくは副園長の職にあつた者から同条例第20条第1項の規定の適用を受ける者となつたものまたは学校教育職員の給与に関する条例に規定する統括副校長もしくは副校長の職にあつた者から学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。)を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条および第8条の改正規定、第9条の改正規定(「、第5条から第7条」を「、第5条から第7条の4」に改める部分に限る。)、第11条の改正規定(「前条第5項」を「第10条第5項」に改める部分を除く。)、第13条、第15条および付則第9条の改正規定ならびに次項、付則第4項および付則第5項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、前項ただし書に規定する施行の日から令和5年3月31日までの間に限り、同条第1項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの(地方公務員法第28条の4第1項または第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。以下同

じ。)」とする。

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項または附則第5条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、同項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項または附則第5条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。

4 改正後の条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

5 改正後の条例付則第9条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（説明）60歳に達した職員に係る退職手当の算定方法等を改める必要がある。